

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成13年6月7日(木)
午前10時00分 ~ 午前11時45分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

村井委員長

岩男、磯邊、渡邊、荻野各委員

2 警察庁側

長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
情報通信局長、官房審議官(警備局担当)

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 国家公安委員会定例委員会の開会時間について

委員から、「国家公安委員会定例委員会の審議時間をより確保するという観点から、次回以降、開会時間を原則として、午前9時30分から繰り上げることとしたい。」との提案がなされ、その内容を了承した。

(2) 犯罪被害者等給付金支給法施行規則の一部を改正する規則について

警察庁から、「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律の施行に伴い、重傷病給付金の支給に係る裁定の申請の手続等を定めることとしたい。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

(3) 四代目工藤會等の指定の確認について

警察庁から、「福岡県公安委員会から受理した四代目工藤會並びに沖縄県公安委員会から受理した三代目旭琉会、沖縄旭琉会に関する第4回目の指定暴力団としての指定の確認請求について、暴力団対策法第6条に基づく確認をし、当該公安委員会に通知することとしたい。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

(4) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を一部修正のうえ了承した。

2 報告事項

(1) 警察庁長官に対する開示請求の措置等について

警察庁から、「4月2日から6月5日までの間に警察庁長官に対してなされた開示請求の状況、当該請求に係る部分開示及び不開示決定並びに開示決定等に対して行われた不服申立ての概要」について報告がなされた。

委員から、「インターネットの普及に伴い、『文章中に特定の字句を用いている文書』の開示請求は今後増えてくるものと思う。」との発言があり、警察庁から、「このような請求では、対象文書の特定ができないので、どのような文書を求めているのか、請求者と連絡をとりながら、適切に対応していきたい。」旨、説明があった。

(2) 殉職事案の発生について

警察庁から、「埼玉県東入間警察署警部補が、6月4日、男女間のトラブルの仲裁に当たっていたところ、被疑者が包丁で女性に切り付けようとしたため、これを制止しようとして、胸を刺され、收容先の病院で死亡、殉職した。」旨の報告がなされた。

委員長から、「昨日、殉職者の斎場へ弔問に赴いた。警察署長より『殉職者は犯人逮捕に身を挺して努められ、立派な殉職であった。』旨の話をついた。本来は美談であるはずだが、事案の内容があまり報道されず、『防刃衣を着用していなかった。』ことを捉えて報道していたのが、非常に残念であった。私は、閣議後の記者会見で、『本事案は警察官が防刃衣を来て臨場する性質のものではなく、この部分だけを捉えて報道されることは、いささか不快を覚える。』旨、申し上げたところである。」旨の発言があった。

委員から、「本事案は大変気の毒である。防刃衣の問題については今後、再発を防止するため検討していく必要がある。『警察において昼間の防刃衣の着用は不要であるという従来の規定を変えた。』との報道もあるが、これは事実か。」との質問があり、警察庁から、「防刃衣の着用については各都道府県警察において、それぞれ実情に応じた規定を設けている。刃物使用が予想される事案や警察署長が着用を指示した事案等を除き、一般的には昼間は防刃衣を着用しない規定を設けている県警察が多いが、実情に応じ、順次防刃衣に関する規定の見直しを行っている。警察庁においても各都道府県警察に対し、実情に合う規定の見直しを指導している。埼玉県警察においても、本事案の発生を受け、『第一線現場で勤務する警察官の意見を聞き、他県警察の状況を見ながら検討する予定である。』とのことである。刃物使用の事案は、職務質問時のもとより、飲酒者や精神障害者による事案等様々であり、規定の設け方が難しい。」旨、説明があった。

委員から、「最近、刃物使用の事案が多く、また、男女間のもつれなどはどのような事態になるか予測ができないが、防刃衣着用の規定の見直しについて可能な限り幅広く検討してほしい。また、現在の情報化社会では、時間に対する概念が変わってきている。社会は24時間動いており、私たちの発想も変える必要がある。警察内のルールの中で、従前まで常識的に昼夜というような時間区分で考えればよかった案件が今では通用しなくなっている。この点を一度見直ししてほしい。」との発言があり、警察庁から、「御指摘のとおりである。時間

の観念も変わっており、防刃衣を24時間着用する規定を設けている県もあり、犯罪実態や国民生活の変化の中で、きちんと検討し、対応していく必要がある。」旨、説明があった。

委員長から、「防刃衣を実際見たが、24時間着用するには不便、不自由な印象を持った。警察における装備品の開発はどのような仕組みになっているのか。」との質問があり、警察庁から、「警察庁において、開発経費を使って研究項目を決め、必要な装備資器材を開発するなどしている。また、外国における警察関係装備品のカタログ収集や現物購入等により調査を行っている。日本の警察で使いそうな装備品については予算措置をとる作業を行っている。装備品の整備については、国費によるものと、防刃衣のように県費によるものがあり、各種調査の結果を各都道府県警察にフィードバックして、なるべく性能のよいものを整備できるよう、情報を伝達している。各都道府県警察においても、装備品や情報通信資器材の独自の開発を行っており、年1回、開発コンクール等も行っている。各県の開発品のうち、警察庁で採用しているものもある。」旨、説明があった。

(3) 国会の状況について

警察庁から、「5月31日から6月6日までの間に行われた参議院内閣委員会の状況等」について報告がなされた。

(4) 元外務省室長による詐欺事件について(警視庁)

警察庁から、「警視庁は、6月1日、元外務省室長が、内閣総理大臣の外国出張に伴う必要費用として内閣官房から約2億1,100万円を騙し取った詐欺容疑で、同人を再逮捕した。」旨の報告がなされた。

(5) 鹿町町長らによる公共工事発注をめぐる贈収賄事件について(長崎県警察)

警察庁から、「長崎県警察は、6月1日、鹿町町発注の公共工事に

関して、建設会社代表取締役らから、現金約100万円を収受した鹿町町長を収賄容疑で、当該代表取締役ら2人を贈賄容疑で、それぞれ逮捕した。」旨の報告がなされた。

(6) 日本赤軍「5・30声明」の発出について

警察庁から、「日本赤軍は、5月29日、毎年発出している『5・30声明』を支援者を通じて公開した。」旨の報告がなされた。

委員から、「日本赤軍とアラブの過激派との連携の可能性はないのか。」との質問があり、警察庁から、「もともと日本赤軍がベッカー高原に進出してから、海外国際活動拠点を設定して闘争を始めたものであるが、その頃からPFLP等の組織と連携した活動を行っている。」旨、説明があった。

(7) ユーゴスラヴィア情勢について

警察庁から、「ユーゴスラヴィア情勢」について報告がなされた。

3 その他

(1) 委員から、6月4日に開催された全国警察本部長会議における警察庁からの指示内容について、

「『軽微な犯罪に対しても積極的に取り組むべき。』との指示があったが、これは検挙率の向上のためにも必要だと思う。かつては『軽微な事案より、もっと重大、凶悪な事案に対処する。』旨の政策を採っていたと理解していたが、今回の長官訓示は従来の政策の転換という意味であるのか。

『外国人被疑者の通訳の問題点として、守秘義務などの問題点がある。』旨の説明があったが、解決方法についての説明がなかったため、この点教えてほしい。

『警察職員の自殺者が急増している。』旨の説明があったが、不祥事案との関係はどのくらいあったのか。

協議中、『実績評価と賞揚に対する調査』について追跡調査結

果に関する発言があったが、次に活かす意味でも非常に大事なことである。各都道府県警察においても、本当によい人材を採用しているのか否か等、追跡調査すべきであると思うがどうか。」との質問があり、警察庁から、

「 について、先日の本部長会議で指摘したのは、『重要犯罪に捜査力を向けると言っても、組織全体、例えば街頭活動の中の地域部門や交通部門の警察官までもが重要犯罪だけに目を向けてしまっては困る。一定の捜査部門の警察官は重要犯罪の捜査にシフトせざるを得ない面もあるが、地域部門の警察官らは目の前の事案をきちんと処置することが大事である。』ということである。警察職員全体の意識の中で、軽微な事案でもきちんと処置していくという気持ちを忘れては困る。この点が職員の間で誤解されている面が否定できないので指示した。」旨、説明があったところ、委員から、「むしろ軽微な事案に対応することが、重大な事案の解決につながる。」との発言があった。

さらに、警察庁から、「 について、外国人被疑者の通訳については、民間の通訳人を委託しているが、契約上、守秘を義務づけているだけである。通訳問題の解決方法について、法的措置や他の制度等も含め、考える必要がある。 について、不祥事との関係は一度整理してみたい。 について、実績評価と賞揚の追跡調査は、確かに警察学校の教育の効果測定等とともに必要なことである。この問題について意欲的に取り組んでいる県もあり、委員御指摘の趣旨を踏まえ適切に対応したい。」旨、説明があった。

- (2) 委員から、「過日、公安委員会において閲覧した受信メールを読んでいると、『警察官の転職希望者が多い。』旨、記載されていたものがあった。警察職員の転職希望状況について、一度、理由も含めて不祥事が大きく報道された県とそうでない県数県を比較対象に意識調査してはどうか。」との質問があり、警察庁から、「数県について調査したものがあるが、不祥事が影響して自己都合退職が増えているということはなく、分析結果を後日報告することとしたい。」旨、説明が

あった。

(3) 委員から、「外国人被疑者の通訳関係費用について、国民が負担していることに、疑問を感じる。『入国時、例えば、日本在住の外国人の互助会のように、保険料等として500円徴収し、犯罪を犯さなければ返却する。』等の工夫が必要である。外国で被疑者の通訳人を用意できる制度はあるのか。日本だけが外国人被疑者の通訳について多額の税金を使って手厚く行っているのか。」との質問があり、警察庁から、「各国おおむね英語を話せる通訳人を用意できるようであるが、少数言語の通訳人は用意できないようである。通訳の面では、日本は相対的に非常に手厚い国であると思う。」旨、説明があった。

委員から、「このアイデアでは、全然罪のない外国人に通訳費用を負担させることになるのでは。」との質問があり、他の委員から、「徴収金を1年後に返還する等のいろんな方法が考えられる。」旨、説明があった。

委員から、「仮に外国人被疑者の通訳人が用意できない場合の取調べ等はどうなるのか。」との質問があり、警察庁から、「被疑者の弁解を聴取できず、刑事手続上問題である。被疑者に対する供述拒否権の告知も全うできない。供述拒否権の告知等の各種外国語を表示できる機器はある。」旨、説明があった。

委員から、「公的機関が支出する通訳関係費用はどのくらいか、全体の金額を一度把握して問題提起する必要があるのではないか。」との発言があった。

(4) 委員から、「警察官の大量退職に伴う補充の問題は、年齢構成、経験年数等の観点から非常に深刻である。先般、日経連が雇用対策を踏まえ、教員や警察官の増員をすべきであるとの意見書をまとめている。この意見書を取り寄せてもらい、可能であれば日経連とタイアップをして警察官の増員を図る方法もあるのではないか。日経連の問題意識と、警察官の『前倒し採用』の方針とがうまく合うかもしれず、検討

の余地があるのではないか。」との質問があり、警察庁から、「現在、当該意見書の入手に努めているところである。日経連とタイアップできるか否かを含め、委員御指摘の件を勉強し、適切に対応することとしたい。採用の平均化は、階級構成等からも一番理想的である。日経連からもお話を聞きながら努力していきたい。」旨、説明があった。

委員から、「日本では教育改革の重要性を唱える声が多い。教育制度が改革された後、それまでの教育を受けて育った人と、これから新しい教育を受けて育つ人とのギャップがあり得るため、初任科から各段階ごとの教養等を重視して対応しないと、一般社会とうまく整合性が取れなくなると思われる。この点考慮してほしい。」との質問があり、警察庁から、「カリキュラムの見直しは社会情勢に照らして従来より実施しているところであるが、委員御指摘の観点での見直しについては検討したい。」旨、説明があった。